

郵政省電気通信局電気通信事業部業務課
「接続ルールの見直し」担当 殿

平成 12 年 10 月 23 日

郵便番号 111-8061

(ふりがな) とうきょうとたいとうくあさくさばしごちようめにじゅうばんはちごう
住 所 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号

(ふりがな) ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社
氏 名 かぶしきがいしゃ

代表取締役社長 サイモン・カニンガム

連絡先：

法務部制度担当 小林

電話 03-5820-5080

FAX 03-5820-5363

e-mail a.kobayashi@cwidc.com

接続ルールの見直しに関する弊社意見

この度は、本件に関し意見を申し述べる機会を与えて頂き誠に有り難く存じます。弊社の意見は別紙のとおりですので宜しくご検討の程お願い申し上げます。なお、これまで、7月14日提出の文書その他において接続ルールについての要望は出させていただいておりますが、この意見書において不十分な点があればさらに理由の説明等情報の提供をさせていただきたく存じます。

以上

平成 12 年 10 月 23 日
ケーブル アンド ワイヤス I D

接続ルールの見直しに関する弊社意見

1. 新サービス開始前の接続料の申請

東西 N T T が試験サービスにより提供する新サービスにつきましては、本格サービスではないという理由で接続料金の設定がなされず、これがため他事業者は東西 N T T と相互接続をして同等のサービスを提供することが不可能となっています。その一方で、東西 N T T は試験サービスといいながら積極的な販売促進活動を全国的に展開し新サービスの顧客囲い込みを行っています。新サービスの接続料が設定されるころには東西 N T T は市場展開や顧客囲い込みにおいてはるか先を行っており他事業者は営業上大きなハンディを負うこととなります。

これが試験サービスでない場合においても同様です。新サービスを開始しながらそれに対応する接続料を設定しないのであれば他事業者は東西 N T T と相互接続をして同等のサービスを提供することが不可能となってしまいます。東西 N T T の指定設備管理部門から指定設備利用部門に対してネットワーク機能が提供可能となった時点には他事業者にも同様の機能が相互接続により利用可能となっていることが公正競争確保の観点から必要と思います。

従って、他事業者が不公正な競争を強いられることのないよう、試験サービスか否かを問わず、東西 N T T が新サービスの提供を開始するよりも充分前にそれに対応する接続約款の変更を申請すべきことを東西 N T T に義務付けるべきではないかと考えます。英国において B T は、競争が十分に進展していない新サービスについては提供開始の 90 日前までに接続料を設定すべきことが要求されており、提供開始されたときには他事業者は相互接続が可能とされなければならないことになっています。

なお、東西 N T T の試験サービスについては届出制とした上で接続約款が充分前に認可されていなければ不受理とすることが出来るというような制度とすることも必要かと考えます。さらには、東西 N T T については試験サービス制度は適用されないこととすべきではないでしょうか。現在、この試験サービス制度は東西 N T T にとって新サービスでの市場展開の優位を確保する手段になっているように思われます。今後も試験サービスが許容されるのであるならば、ドミナントな事業者はまず接続料を設定すべきと考えます。

英国においては、接続料の規制は競争の進展度合いに応じ異なります。競争が進展しているサービスについては接続料規制はなされていませんが、競争が進展しておらずドミナントな事業者により市場支配力の濫用がなされる恐れのあるサービスについては、接続料の規制がなされております。試験提供されるサービスは通常競争は充分進展しておりませんので、ドミナントな事業者が提供する試験サービスについては提供開始の 90 日前までに接続料を設定すべきことを義務づけるべきと考えます。

2. 接続料における不当料金に関する基準の明確化

逆鞘料金等の明らかに不適切な接続料については、御省は認可をすべきではないと考えますが、現在その基準が明確にされていないと思われま

す。接続料の料金設定の基準として事業法38条の2において、「適正かつ明確」、「原価に照らし公正妥当」、「不利なものでない」、「不当な差別的取扱いをするものでない」などが規定されておりますが、これに関する具体的な基準の設定が必要ではないかと考えます。その基準は可能な限り具体的なものとして設定されるべきことは、行政手続法第5条により要請されているところでもあります。

基準は公正競争の確保に焦点を当てたものとする必要があります。その接続料の設定により、東西NTTと他事業者の間の競争がどのように影響を受けるかを勘案した上で接続料における当不当の基準を明確にすべきです。

例えば御省は、ATM600Mb/s接続専用線の新設に伴う接続約款の変更の認可に際して、「料金体系が相互に異なる接続料と利用者向け料金との間で、部分のみを捉えるのであれば、逆転も十分生じ得るし、そのことのみをもって反競争性を断定するべきではない」と結論づけられております。当社といたしましては、この御省のご結論は当該料金設定が競争にどのような影響を与えるかを考慮していない点において当を得ていないものと考えます。基準の設定にあたっては、当該料金が全体の一部分か否か等々の形式的な基準が問題とされるのではなく、それがどのように競争に影響を与えるのかという実質が問題とされなければならないと考えます。

3. 御省内における「独立裁定組織」の必要性

接続約款等の接続ルール策定（相互接続のみに特化する必要はないが）について対立する意見についての調整のシステムを創設整備すべきではないかと考えます。パブリックコメント制度や相互接続の裁定制度、意見申出制度における御省の意見調整のご努力は高く評価するものですが、現在のシステムでは限界があるように思われます。

ルール策定における現在の問題点としては、最終的にルールの当不当を決定するのは、ルールを設定する部局（御省の特定の部局）と同一部局であるという点が挙げられます。省内において別の指揮命令系統にある部局（例えば、米国FCCにおけるアドミニストレイティブ・ロージャッジのような組織内の独立部局）においてルールの当不当が最終的に判断される体制が創設されるべきと考えます。もちろん、このような独立の部局が判断を下すのは関係者から申し立てがあった場合に限りです。

このように省内に独立裁定組織を設けることにより、現在よりも更に中立的なルール設定が担保できることとなります。関係者から申し立てがまれにしかなされないとしても、ルールを設定する主体としては、省内に独立裁定組織があることが拮抗力となり、中立的なルール設定について今よりも一層配意されることになるのではないかと考えま

す。

なお、電気通信審議会でのヒアリングの折り、独立規制機関の必要性について疑問を呈するご質問をいただきましたが、NTTグループ企業を除き多くの事業者や経団連、欧州連合、USTRなどがその必要性を指摘しております。この背景には、NTT株を50%以上保有し人的交流でも緊密な関係にある政府機関にNTTと他事業者との意見対立につき公正な解決が望めるのだろうかという疑念があることをご理解いただきたいと思えます。

4. ドコモ移動体網の指定電気通信設備としての指定

NTTドコモの契約回線数ベースでのシェアは、今年1月には52%台であったのが現在55%を超え、傾向としては更にシェアを伸ばす可能性が大と思われまます（シェアはPHSを含み、電気通信事業者協会集計のデータによる）。また、移動体加入者の数はずでに固定電話加入者を超えた現状を考えれば、他事業者にとって移動体加入者網は事業活動を行う上での不可欠なボトルネック設備となっています。

このようにNTTドコモがボトルネック設備を支配して市場においてドミナントな支配力を有しているがため、移動体網使用料の改定交渉において競争が有効に働いておりません。このような状況において、他事業者はNTTドコモに対して適切なコストを上回る網使用料を支払っている可能性があります。従いまして、現在固定電話だけに限定されている「指定電気通信設備」の定義を見直して、NTTドコモの移動体網を指定電気通信設備とし、長期増分費用方式により網使用料を算定することが必要と考えます。なお、指定電気通信設備の定義につきましては、ボトルネック設備を支配していないとしても、料金設定やサービス供給量を競争に依存せず独立に決定することのできる市場支配力を有している事業者もしくは反競争的行為を行うことのできる市場支配力を有している事業者につきましては市場支配的（ドミナント）な事業者と認定し、その関連設備を指定電気通信設備とみなすべきと考えます。ドミナントの認定基準としては反証がなければ市場シェア40%以上を基準とすべきと思えます。これはOfTel等の基準にも沿うものです。

現在の指定電気通信設備の定義は東西NTTと音声サービス等の固定基本サービスを前提として規定されているように思われます。競争を適切に規制するという基本原則を表したものでないように思われます。上記で示した指定電気通信設備の定義は、一定の標準的な内容でありOECD加盟諸国でも採用されているものです。この定義では、今後の我が国の通信サービスとしてさらに重要となってくる移動体サービスやデータサービスを含みサービスの種類を問わず対応できるものとなっています。

なお、NTTドコモの接続料を規制すべきとの弊社の考えは、その接続料が諸外国の接続料に比べ高いという理由からではありません。電気通信審議会でのヒアリングの折り、NTTドコモの接続料に関し諸外国との比較につきご質問がありましたが、諸外国との

比較の問題で高いから規制すべしとのことであれば、諸外国に比べ依然として高い東西NTTの接続料についてはさらに厳しく規制されなければなりません。長期増分費用方式による東西NTTの接続料の算定においても、電気通信審議会や御省は諸外国との比較で接続料を設定したものではないと思います。規制が有効かつ公平であるためには理解され得る原則に則ったものでなければなりません。OECD諸国でドミナント規制が導入されていることはこの考え方を示唆していると思われます。ドミナント規制はドミナント事業者の利用者料金と接続料金そしてそのネットワークへのアクセスを適切に規制すべきとされるものです。NTTドコモはその接続料のレベルが理由ではなく欧米諸国では当然ドミナント事業者とみなされる事業者です。この考え方によればNTTドコモの接続料の国際比較は、その比較対象の国が欧州諸国のスイスやアフリカ諸国のジンバブエであったとしても本件とは無関係なこととなります。従い、接続料の国際比較がどのようなものであれNTTドコモの接続料には長期増分費用方式が適用され公平な料金が設定されるべきと考えます。仮に国際比較によりNTTドコモの接続料を規制すべきか否かを判断するという事になれば(これではNTTドコモの接続料はコストベースでなければならないという考え方を否定することになりますが)、東西NTTの接続料あるいはNTTコミュニケーションズの接続料についても国際比較によりそのレベルの妥当性を判断しなければならないことになってしまいます。

5. 相互接続専用線の提供における公平の確保

相互接続において東西NTTによりNTTグループ企業に対し通常以上の便宜が図られている場合があるように思われます。(国際専用線の足回りとして東西NTTの地域専用回線と相互接続する場合に、東西NTTはその回線の提供納期においてNTTグループ企業を有利に扱っていると思われる事例がありました。)

このような事態の発生を防止するため、東西NTTには接続関係の申込み書類や回線提供に係る書類等について保存義務を課し、毎年これらの書類に基づきNTTグループ企業と他事業者への回答期間、提供期間等についてのデータを公表することを義務付けるべきと考えます。

なお、これらの書類については事業法92条により御省による検査の対象になると理解いたしますので、他事業者からの指摘があった場合には、御省におかれましては、書類検査の上事実確認を行っていただくよう要望いたします。

6. 他社の営業情報の不正利用防止

他事業者は東西NTTから相互接続により足回り専用回線の提供を受けるためには一定の営業に関する顧客情報を東西NTTに知らせなければなりません。仮にこのような他社の営業情報を不正利用した場合、東西NTTは自らあるいはNTTグループ企業に情報を提供して、他事業者の顧客を不正に獲得することが可能となる場合があります。こ

れを防止するには、東西NTTとNTTグループ企業との間の情報共有化について厳しく規制され監視されなければならないと考えます。

NTT技術ジャーナル5月号によれば、東西NTTを含みNTTグループ企業は情報ネットワークによる情報共有化を積極的に進めています。共有化される情報は公開情報のみ対象としているとのことですが、社会一般においてネットワークのセキュリティに対する不安が叫ばれている状況においては、他事業者としては懸念なしといたしません。また、東西NTTとNTTグループ企業は相互に「他社」という意識はなく日常業務において打合わせ等々の形で親密に交流をしています。他事業者としては御省におかれましては、適宜東西NTTに対し他社情報の保護措置について報告を求めたり抜打ちな監査を行うなど不正利用防止のため監視を継続して実施していただきたく要望いたします。

7. 加入者回線アンバンドリングの一層の促進

MDF及びCTFから、メタル及び光ファイバーの加入者回線開放を促進していただきたく思います。また、DSLサービスのみならず、電話や専用線サービスのために東西NTTのアクセス回線を開放することも必要と思われます。アンバンドルは他事業者が余計な部分に接続料を支払う必要がないよう適切になされることが必要です。

メタルか光かに関わらずアクセス回線部分の開放は、現在ほぼ東西NTTの独占となっている地域市場に競争を導入するために極めて重要です。アクセス回線部分は電話サービスであれ高速デジタルサービスであれサービスを利用者に提供するための不可欠の設備であることから、これを独占し続けることはドミナントな事業者にとってはその市場支配力を維持するための重要な手段となっています。

料金につきましては、適正なコストに基づく料金であることが競争促進のために必要です。また、アクセス回線が他事業者にも速やかに提供されることが競争促進のみならず利用者利便の促進のためにも重要です。

線路敷設権が確立されておらず、またケーブル埋設のため道路等の掘削に種々の規制が課されている我が国の現状を考えれば、加入者回線のアンバンドリングは特に重要なものと言えます。

従いまして、以下の4点につき特に要望いたします。

- ・ まず、光加入者回線の開放についても東西NTTの義務とすべきです。加入者回線がメタルかファイバーかによってその機能やボトルネック性は何ら変わるものではありません。開放の義務づけは、他事業者にとってそれが不可欠なボトルネック設備であるか否かによるものです。加入者回線はメタルであろうがファイバーであろうが他事業者にとって不可欠なボトルネック設備であることは明らかです。
- ・ 今年6月の「高速デジタルアクセス技術に関する研究会」報告書により、試験サービスでのフィールドテストの後加入者回線のアンバンドルが取り決められ、接続約款

も今後変更申請されるものと思われませんが、進捗が速やかとは言えないと思います。光加入者回線の開放にあたっては、期限を区切ってスケジュールを明確にすべきです。DSLのためのメタル加入者回線の開放については、御省のご努力は多といたしますが、残念ながらその進捗については遅いと言わざるを得ません。これがため我が国はアジア諸国においてもDSL後進国となったのではないのでしょうか。光加入者回線の開放については、東西NTTに対する義務として開放期限を明確にし、速やかに実施されるよう強く要望いたします。諸外国の事例でも、独占的事業者は開放を遅らせれば遅らせるだけ自己の利益となります。英国でもあったように、独占的事業者に対しては規制当局としては明確なルールを定め細心の注意を払いその速やかな実施を強力に推し進める必要があります。なお、弊社といたしましては、御省よりご要望あれば英国及び米国における加入者回線アバンドリングの状況に関し詳細な情報提供をさせていただくことが可能です。

加入者回線のアバンドル料金につきましては、米国FCCで採用されたように全要素長期増分費用方式(TELRIC)により算定されるべきです。これにより設定された料金は、提供事業者にとって効率性のインセンティブを与えるものとなります。また、料金体系としては、コスト発生が一回限りのものか継続的に発生するものかによって、一時金での課金としあるいはある一定期間ごとの課金とすべきです。さらに、料金は全エリアでの平均値とすべきではなく、より正確にコストを反映したエリアごとの料金とすべきです。

上記の「高速デジタルアクセス技術に関する研究会」報告書ではDSLのサービスエリア拡大について「東西NTTは接続事業者から要望のある全てのエリアについて、接続事業者がそれらのエリアでDSLサービスの提供ができるように措置すべきである」としておりますが、要望があればエリアを拡大していくという姿勢ではなく、特に接続事業者が要望しなくても政令指定都市を含めすべての主要都市はサービスエリアとするべきと考えます。DSLは安価で高速な足回り回線としてe-commerceやe-educationなどIT革命の実現には不可欠のサービスです。御省及び東西NTTにおいては、積極的にDSL普及を図って行く姿勢を明確にすべきと考えます。

8. 相互接続協定の軽微な変更についての届出制の導入

東西NTT以外の事業者との相互接続協定については、締結とその変更につき御省の認可が必要となっておりますが、一定の基準を設け軽微な変更については届出のみとしていただきたく要望いたします。一般の事業者に関する規制は最小限にとどめ、公正競争の確保のため東西NTTやNTTドコモなどドミナントな事業者の反競争的行為の規制などに御省の規制の力点を移して行くことが必要と思います。

9. 東西NTTの局舎スペース

指定電気通信設備対象以外の東西N T Tの局舎スペースについても、御省におかれましては、東西N T Tに対して一定のルールを定めて合理的な提供条件により他事業者にご利用可能とすべきことをご指導いただきたく要望いたします。現在の事業法では、ルーター等の指定電気通信設備以外の設備のためには、東西N T Tはその局舎スペースの提供義務はありませんが、東西N T Tはそれを提供しないことによりI Pサービスや他のデータサービスにおいて市場支配力を強化することが出来ます。他事業者に対して競争優位を獲得することが可能となります。東西N T Tの市場支配力を他のサービスにまで拡大させないためには、ルーター等の指定電気通信設備以外の設備についても東西N T Tはその局舎スペースの提供をすべきこととされなければならないと考えます。

10. 接続会計での詳細なデータ開示

現在の東西N T Tの接続会計では、接続収入の計算のもとになったデータが開示されていないため、他事業者としてはその数字の正確さをまったく検証するすべがありません。従いまして、少なくとも以下のデータについては接続会計において開示がなされるべきと考えます。

- ・ 接続料収入の内訳
 - ・ アンバンドルされているサービスごとの接続料収入
 - ・ 電話サービスや専用線サービス等のサービスごとの接続料収入
- ・ 接続料収入の算定の基礎となったトラフィックデータや回線数（アンバンドルされているサービスごと）

以上